

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年1月19日（令和5年（行情）諮問第34号）

答申日：令和6年1月25日（令和5年度（行情）答申第626号）

事件名：たちかぜアンケート事案に係る懲戒手続に関し平成25年に海幕服務室が作成した文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる758文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月27日付け防官文第18725号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 防衛事務次官通達「自衛隊法施行規則第85条（懲戒手続の特例）の規定に基づき審理を省略する場合の留意事項について」（防人服第809号 20. 1. 28）3（1）に基づく、「審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面」が無いのはおかしい。特に、電子データさえ無いのはおかしい。電子データが無ければ、懲戒事件が生起するたび、被疑者への被疑事実通知書の送付に際して、「審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面」をゼロから作り直さなければならない。そんな面倒なことを避けるため、以前の事件で使った電子データを残しておくはずである。

イ また、平成24年から平成26年にかけて、たちかぜ公益通報者の懲戒処分が検討された際、海幕法務室等から、たちかぜ公益通報者を厳罰に処することを求める要望書・意見書のようなものが提出されたということであり、それがあはずである。

##### （2）意見書

ア はじめに

まず本来、諮問は審査請求から90日以内に為されなければならないところ、約2年もかかったことに抗議する。昨今の情報公開・個人情報保護審査会の答申では、付言で諮問庁の諮問遅れを指摘するかどうかの分水嶺は5年前後になっているようである。防衛省が5年～6年の諮問遅れを平気でやるので審査会の感覚も麻痺しているのかもしれないが、本来の限度は「90日」であることを忘れないで頂きたい。防衛省は、平成17年の関係省庁申合せにおける90日の限度を「空文化」できればしめたものと考えており、残念ながら審査会は、それに「はまって」いる。特に第4部会は、令和4年から、5年前後の諮問遅れがあっても付言で指摘しなくなり、防衛省の諮問遅れに事実上「お墨付き」を与えてしまっている。第4部会は、諮問遅れの容認のほか、諮問庁が防衛省の場合、審査請求人が対象文書を具体的に指摘しても無視する・過去の防衛省の主張と矛盾する文書が見つかって無視する…といったことをしており、防衛省に対する特別な好意でもあるのかと憂慮される。

#### イ 開示請求について

本件理由説明書をはじめ、諮問庁の理由説明書には、いつも「上記2のとおり、作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかった…」とか、「本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり…」といった決まり文句が書かれているが、審査請求人が審査請求で指摘した点に対して具体的に反論して頂きたい。

そうでないと、理由説明書を受けた意見書において、十分な再反論ができない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、別紙の2(1)に掲げる各文書(以下「先行開示文書」という。)について、法5条1号及び6号ニに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(以下「先行処分」という。)を行った後、令和2年11月27日付け防官文第18725により、別紙の2(2)に掲げる本件対象文書について、法5条1号、2号イ及び6号ニに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約2年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応

しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表（省略）のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び6号ニに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2を理由として、先行処分で特定した文書及び本件対象文書以外の文書の特定を求めるが、先行処分で特定した文書及び本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、本件審査請求を受け、念のため、先行処分で特定した文書及び本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行い、それらが全てであることを確認した。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月27日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月19日 審議
- ⑤ 令和6年1月19日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2（2）に掲げる本件対象文書を特定し、法5条1号、2号イ及び6号ニに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示決定を求める旨主張するが、審査請求書の内容に鑑みれば、具体的には本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるものと解される。

諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人は、平成25年に海上幕僚監部服務室（以下「海幕服務室」という。）において作成した「たちかぜアンケート事案に係る懲戒の手続きに関する業務」の文書を求めていることから、海幕服務室及び関係部署において執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル

等の探索を行い、本件請求文書に該当する文書として、別紙の2に掲げる先行開示文書（3文書）及び本件対象文書（758文書）を特定したものであり、当該文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

イ 審査請求人は、審査請求書において本件請求文書に該当する文書として上記第2の2（1）ア及びイが存在するはずであると主張するが、同ア及びイについては、これと同旨の対象文書を求めた別件開示請求に対する令和4年度（行情）答申第202号（以下「先例答申A」という。）及び令和5年度（行情）答申第515号（以下「先例答申B」という。）において、いずれも保有しているとは認められないとの判断を得ているところであり、審査請求人の主張に理由はない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため上記アと同様の探索を行ったものの、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）審査請求人が本件請求文書に該当すると主張する文書について、当審査会において、改めて審議したところ、先例答申A及び先例答申Bにおける対象文書の保有の有無に係る判断を変更すべき事情の変化は認められないことから、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙の3及び4のとおりである。

また、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないなどとする諮問庁の上記（1）アの説明は特段不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

さらに、上記第3の3並びに上記（1）ア及びイの探索の範囲等も不十分とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も見いだせないことから、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

## 別紙

### 1 (本件請求文書)

平成25年に海幕サービス(員)が作成した文書で、海幕サービスに現存するもの一切。(「文書」には紙媒体のほか電子データを含み、「海幕サービスに現存する」とは、物理的に現存する場合のほか、電子データとしてサービス(員)の管理する領域に存在する場合を含む。)(たちかぜアンケート事案に係る懲戒の手続きに関する業務)

### 2 (本件対象文書を含む文書)

#### (1) 先行開示文書

文書1 申立却下通知書(25.3.25)

文書2 口頭注意書(25.3.28)

文書3 訓戒書(25.12.13)

#### (2) 本件対象文書

文書1 調査報告書1

文書2 調査報告書2

文書3 調査報告書3

文書4 調査報告書4

文書5 調査報告書5

文書6 調査報告書6

文書7 調査報告書7

文書8 調査報告書8

文書9 調査報告書9

文書10 調査報告書10

文書11 調査報告書11

文書12 調査報告書12

文書13 調査報告書13

文書14 調査報告書14

文書15 調査報告書15

文書16 調査報告書16

文書17 調査報告書17

文書18 調査報告書18

文書19 調査報告書19

文書 2 0 調查報告書 2 0  
文書 2 1 調查報告書 2 1  
文書 2 2 調查報告書 2 2  
文書 2 3 調查報告書 2 3  
文書 2 4 調查報告書 2 4  
文書 2 5 調查報告書 2 5  
文書 2 6 調查報告書 2 6  
文書 2 7 調查報告書 2 7  
文書 2 8 調查報告書 2 8  
文書 2 9 調查報告書 2 9  
文書 3 0 調查報告書 3 0  
文書 3 1 調查報告書 3 1  
文書 3 2 調查報告書 3 2  
文書 3 3 調查報告書 3 3  
文書 3 4 調查報告書 3 4  
文書 3 5 調查報告書 3 5  
文書 3 6 調查報告書 3 6  
文書 3 7 調查報告書 3 7  
文書 3 8 調查報告書 3 8  
文書 3 9 調查報告書 3 9  
文書 4 0 調查報告書 4 0  
文書 4 1 調查報告書 4 1  
文書 4 2 調查報告書 4 2  
文書 4 3 調查報告書 4 3  
文書 4 4 調查報告書 4 4  
文書 4 5 調查報告書 4 5  
文書 4 6 調查報告書 4 6  
文書 4 7 調查報告書 4 7  
文書 4 8 調查報告書 4 8  
文書 4 9 調查報告書 4 9  
文書 5 0 調查報告書 5 0  
文書 5 1 調查報告書 5 1  
文書 5 2 調查報告書 5 2  
文書 5 3 調查報告書 5 3  
文書 5 4 調查報告書 5 4  
文書 5 5 調查報告書 5 5  
文書 5 6 調查報告書 5 6  
文書 5 7 調查報告書 5 7

文書 5 8 調查報告書 5 8  
文書 5 9 調查報告書 5 9  
文書 6 0 調查報告書 6 0  
文書 6 1 調查報告書 6 1  
文書 6 2 調查報告書 6 2  
文書 6 3 調查報告書 6 3  
文書 6 4 調查報告書 6 4  
文書 6 5 調查報告書 6 5  
文書 6 6 調查報告書 6 6  
文書 6 7 調查報告書 6 7  
文書 6 8 調查報告書 6 8  
文書 6 9 調查報告書 6 9  
文書 7 0 調查報告書 7 0  
文書 7 1 調查報告書 7 1  
文書 7 2 調查報告書 7 2  
文書 7 3 調查報告書 7 3  
文書 7 4 調查報告書 7 4  
文書 7 5 調查報告書 7 5  
文書 7 6 調查報告書 7 6  
文書 7 7 調查報告書 7 7  
文書 7 8 調查報告書 7 8  
文書 7 9 調查報告書 7 9  
文書 8 0 調查報告書 8 0  
文書 8 1 調查報告書 8 1  
文書 8 2 調查報告書 8 2  
文書 8 3 調查報告書 8 3  
文書 8 4 調查報告書 8 4  
文書 8 5 調查報告書 8 5  
文書 8 6 調查報告書 8 6  
文書 8 7 調查報告書 8 7  
文書 8 8 調查報告書 8 8  
文書 8 9 調查報告書 8 9  
文書 9 0 調查報告書 9 0  
文書 9 1 調查報告書 9 1  
文書 9 2 調查報告書 9 2  
文書 9 3 調查報告書 9 3  
文書 9 4 調查報告書 9 4  
文書 9 5 調查報告書 9 5



文書 9 6 調查報告書 9 6  
文書 9 7 調查報告書 9 7  
文書 9 8 調查報告書 9 8  
文書 9 9 調查報告書 9 9  
文書 1 0 0 調查報告書 1 0 0  
文書 1 0 1 調查報告書 1 0 1  
文書 1 0 2 調查報告書 1 0 2  
文書 1 0 3 調查報告書 1 0 3  
文書 1 0 4 調查報告書 1 0 4  
文書 1 0 5 調查報告書 1 0 5  
文書 1 0 6 調查報告書 1 0 6  
文書 1 0 7 調查報告書 1 0 7  
文書 1 0 8 調查報告書 1 0 8  
文書 1 0 9 調查報告書 1 0 9  
文書 1 1 0 調查報告書 1 1 0  
文書 1 1 1 調查報告書 1 1 1  
文書 1 1 2 調查報告書 1 1 2  
文書 1 1 3 調查報告書 1 1 3  
文書 1 1 4 調查報告書 1 1 4  
文書 1 1 5 調查報告書 1 1 5  
文書 1 1 6 調查報告書 1 1 6  
文書 1 1 7 調查報告書 1 1 7  
文書 1 1 8 調查報告書 1 1 8  
文書 1 1 9 調查報告書 1 1 9  
文書 1 2 0 調查報告書 1 2 0  
文書 1 2 1 調查報告書 1 2 1  
文書 1 2 2 調查報告書 1 2 2  
文書 1 2 3 調查報告書 1 2 3  
文書 1 2 4 調查報告書 1 2 4  
文書 1 2 5 調查報告書 1 2 5  
文書 1 2 6 調查報告書 1 2 6  
文書 1 2 7 調查報告書 1 2 7  
文書 1 2 8 調查報告書 1 2 8  
文書 1 2 9 調查報告書 1 2 9  
文書 1 3 0 調查報告書 1 3 0  
文書 1 3 1 調查報告書 1 3 1  
文書 1 3 2 調查報告書 1 3 2  
文書 1 3 3 調查報告書 1 3 3

文書 1 3 4 調査報告書 1 3 4  
文書 1 3 5 調査報告書 1 3 5  
文書 1 3 6 調査報告書 1 3 6  
文書 1 3 7 調査報告書 1 3 7  
文書 1 3 8 調査報告書 1 3 8  
文書 1 3 9 調査報告書 1 3 9  
文書 1 4 0 調査報告書 1 4 0  
文書 1 4 1 調査報告書 1 4 1  
文書 1 4 2 調査報告書 1 4 2  
文書 1 4 3 調査報告書 1 4 3  
文書 1 4 4 調査報告書 1 4 4  
文書 1 4 5 調査報告書 1 4 5  
文書 1 4 6 調査報告書 1 4 6  
文書 1 4 7 調査報告書 1 4 7  
文書 1 4 8 調査報告書 1 4 8  
文書 1 4 9 調査報告書 1 4 9  
文書 1 5 0 調査報告書 1 5 0  
文書 1 5 1 調査報告書 1 5 1  
文書 1 5 2 調査報告書 1 5 2  
文書 1 5 3 調査報告書 1 5 3  
文書 1 5 4 調査報告書 1 5 4  
文書 1 5 5 調査報告書 1 5 5  
文書 1 5 6 調査報告書 1 5 6  
文書 1 5 7 調査報告書 1 5 7  
文書 1 5 8 調査報告書 1 5 8  
文書 1 5 9 調査報告書 1 5 9  
文書 1 6 0 調査報告書 1 6 0  
文書 1 6 1 調査報告書 1 6 1  
文書 1 6 2 調査報告書 1 6 2  
文書 1 6 3 調査報告書 1 6 3  
文書 1 6 4 調査報告書 1 6 4  
文書 1 6 5 調査報告書 1 6 5  
文書 1 6 6 調査報告書 1 6 6  
文書 1 6 7 調査報告書 1 6 7  
文書 1 6 8 調査報告書 1 6 8  
文書 1 6 9 調査報告書 1 6 9  
文書 1 7 0 調査報告書 1 7 0  
文書 1 7 1 調査報告書 1 7 1

文書 1 7 2 調査報告書 1 7 2  
文書 1 7 3 調査報告書 1 7 3  
文書 1 7 4 調査報告書 1 7 4  
文書 1 7 5 調査報告書 1 7 5  
文書 1 7 6 調査報告書 1 7 6  
文書 1 7 7 調査報告書 1 7 7  
文書 1 7 8 調査報告書 1 7 8  
文書 1 7 9 調査報告書 1 7 9  
文書 1 8 0 調査報告書 1 8 0  
文書 1 8 1 調査報告書 1 8 1  
文書 1 8 2 調査報告書 1 8 2  
文書 1 8 3 調査報告書 1 8 3  
文書 1 8 4 調査報告書 1 8 4  
文書 1 8 5 調査報告書 1 8 5  
文書 1 8 6 調査報告書 1 8 6  
文書 1 8 7 調査報告書 1 8 7  
文書 1 8 8 調査報告書 1 8 8  
文書 1 8 9 調査報告書 1 8 9  
文書 1 9 0 調査報告書 1 9 0  
文書 1 9 1 調査報告書 1 9 1  
文書 1 9 2 調査報告書 1 9 2  
文書 1 9 3 調査報告書 1 9 3  
文書 1 9 4 調査報告書 1 9 4  
文書 1 9 5 調査報告書 1 9 5  
文書 1 9 6 調査報告書 1 9 6  
文書 1 9 7 調査報告書 1 9 7  
文書 1 9 8 調査報告書 1 9 8  
文書 1 9 9 調査報告書 1 9 9  
文書 2 0 0 調査報告書 2 0 0  
文書 2 0 1 調査報告書 2 0 1  
文書 2 0 2 調査報告書 2 0 2  
文書 2 0 3 調査報告書 2 0 3  
文書 2 0 4 調査報告書 2 0 4  
文書 2 0 5 調査報告書 2 0 5  
文書 2 0 6 調査報告書 2 0 6  
文書 2 0 7 調査報告書 2 0 7  
文書 2 0 8 調査報告書 2 0 8  
文書 2 0 9 調査報告書 2 0 9

文書 2 1 0 調査報告書 2 1 0  
文書 2 1 1 調査報告書 2 1 1  
文書 2 1 2 調査報告書 2 1 2  
文書 2 1 3 調査報告書 2 1 3  
文書 2 1 4 調査報告書 2 1 4  
文書 2 1 5 調査報告書 2 1 5  
文書 2 1 6 調査報告書 2 1 6  
文書 2 1 7 調査報告書 2 1 7  
文書 2 1 8 調査報告書 2 1 8  
文書 2 1 9 調査報告書 2 1 9  
文書 2 2 0 調査報告書 2 2 0  
文書 2 2 1 調査報告書 2 2 1  
文書 2 2 2 認定理由書 1  
文書 2 2 3 認定理由書 2  
文書 2 2 4 認定理由書 3  
文書 2 2 5 認定理由書 4  
文書 2 2 6 認定理由書 5  
文書 2 2 7 認定理由書 6  
文書 2 2 8 認定理由書 7  
文書 2 2 9 認定理由書 8  
文書 2 3 0 認定理由書 9  
文書 2 3 1 認定理由書 1 0  
文書 2 3 2 認定理由書 1 1  
文書 2 3 3 認定理由書 1 2  
文書 2 3 4 認定理由書 1 3  
文書 2 3 5 認定理由書 1 4  
文書 2 3 6 懲戒補佐官意見書 1  
文書 2 3 7 懲戒補佐官意見書 2  
文書 2 3 8 懲戒補佐官意見書 3  
文書 2 3 9 懲戒補佐官意見書 4  
文書 2 4 0 懲戒補佐官意見書 5  
文書 2 4 1 懲戒補佐官意見書 6  
文書 2 4 2 懲戒補佐官意見書 7  
文書 2 4 3 懲戒補佐官意見書 8  
文書 2 4 4 懲戒補佐官意見書 9  
文書 2 4 5 懲戒補佐官意見書 1 0  
文書 2 4 6 懲戒補佐官意見書 1 1  
文書 2 4 7 懲戒補佐官意見書 1 2

文書 2 4 8 懲戒補佐官意見書 1 3  
文書 2 4 9 懲戒補佐官意見書 1 4  
文書 2 5 0 懲戒補佐官意見書 1 5  
文書 2 5 1 懲戒補佐官意見書 1 6  
文書 2 5 2 懲戒補佐官意見書 1 7  
文書 2 5 3 懲戒補佐官意見書 1 8  
文書 2 5 4 懲戒補佐官意見書 1 9  
文書 2 5 5 口頭注意書について  
文書 2 5 6 口頭注意書について (起案用紙のみ)  
文書 2 5 7 被疑事実について 1  
文書 2 5 8 被疑事実について 2  
文書 2 5 9 被疑事実について (起案用紙のみ)  
文書 2 6 0 被疑事実について 3  
文書 2 6 1 被疑事実について 4  
文書 2 6 2 被疑事実について 5  
文書 2 6 3 被疑事実について 6  
文書 2 6 4 被疑事実について 7  
文書 2 6 5 被疑事実について 8  
文書 2 6 6 被疑事実通知書について  
文書 2 6 7 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 1  
文書 2 6 8 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 2  
文書 2 6 9 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 3  
文書 2 7 0 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 4  
文書 2 7 1 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 5  
文書 2 7 2 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 6  
文書 2 7 3 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 7  
文書 2 7 4 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 8  
文書 2 7 5 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 9  
文書 2 7 6 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 1 0  
文書 2 7 7 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 1 1  
文書 2 7 8 被疑事実通知書について (起案用紙のみ) 1 2  
文書 2 7 9 被疑事実通知書 1  
文書 2 8 0 被疑事実通知書 2  
文書 2 8 1 被疑事実通知書 3  
文書 2 8 2 被疑事実通知書 4  
文書 2 8 3 被疑事実通知書 5  
文書 2 8 4 被疑事実通知書 6  
文書 2 8 5 被疑事実通知書 7

文書 2 8 6 被疑事實通知書 8  
文書 2 8 7 被疑事實通知書 9  
文書 2 8 8 被疑事實通知書 1 0  
文書 2 8 9 被疑事實通知書 1 1  
文書 2 9 0 被疑事實通知書 1 2  
文書 2 9 1 被疑事實通知書 1 3  
文書 2 9 2 被疑事實通知書 1 4  
文書 2 9 3 被疑事實通知書 1 5  
文書 2 9 4 被疑事實通知書 1 6  
文書 2 9 5 被疑事實通知書 1 7  
文書 2 9 6 被疑事實通知書 1 8  
文書 2 9 7 被疑事實通知書 1 9  
文書 2 9 8 被疑事實通知書 2 0  
文書 2 9 9 被疑事實通知書 2 1  
文書 3 0 0 被疑事實通知書 2 2  
文書 3 0 1 被疑事實通知書 2 3  
文書 3 0 2 被疑事實通知書 2 4  
文書 3 0 3 被疑事實通知書 2 5  
文書 3 0 4 被疑事實通知書 2 6  
文書 3 0 5 被疑事實通知書 2 7  
文書 3 0 6 被疑事實通知書 2 8  
文書 3 0 7 被疑事實通知書 2 9  
文書 3 0 8 被疑事實通知書 3 0  
文書 3 0 9 被疑事實通知書 3 1  
文書 3 1 0 被疑事實通知書 3 2  
文書 3 1 1 被疑事實通知書 3 3  
文書 3 1 2 被疑事實通知書 3 4  
文書 3 1 3 被疑事實通知書 3 5  
文書 3 1 4 被疑事實通知書 3 6  
文書 3 1 5 被疑事實通知書 3 7  
文書 3 1 6 被疑事實通知書 3 8  
文書 3 1 7 被疑事實通知書 3 9  
文書 3 1 8 被疑事實通知書 4 0  
文書 3 1 9 被疑事實通知書 4 1  
文書 3 2 0 被疑事實通知書 4 2  
文書 3 2 1 被疑事實通知書 4 3  
文書 3 2 2 被疑事實通知書 4 4  
文書 3 2 3 被疑事實通知書 4 5

文書 3 2 4	被疑事実通知書 4 6
文書 3 2 5	被疑事実通知書 4 7
文書 3 2 6	被疑事実通知書 4 8
文書 3 2 7	被疑事実通知書 4 9
文書 3 2 8	被疑事実通知書 5 0
文書 3 2 9	被疑事実通知書 5 1
文書 3 3 0	被疑事実通知書 5 2
文書 3 3 1	被疑事実通知書 5 3
文書 3 3 2	被疑事実通知書 5 4
文書 3 3 3	被疑事実通知書 5 5
文書 3 3 4	被疑事実通知書 5 6
文書 3 3 5	被疑事実通知書 5 7
文書 3 3 6	被疑事実通知書 5 8
文書 3 3 7	被疑事実通知書 5 9
文書 3 3 8	被疑事実通知書 6 0
文書 3 3 9	被疑事実通知書 6 1
文書 3 4 0	被疑事実通知書 6 2
文書 3 4 1	被疑事実通知書 6 3
文書 3 4 2	被疑事実通知書 6 4
文書 3 4 3	被疑事実通知書 6 5
文書 3 4 4	被疑事実通知書 6 6
文書 3 4 5	被疑事実通知書 6 7
文書 3 4 6	被疑事実通知書 6 8
文書 3 4 7	被疑事実通知書 6 9
文書 3 4 8	被疑事実通知書 7 0
文書 3 4 9	被疑事実通知書 7 1
文書 3 5 0	申立却下通知書
文書 3 5 1	申立却下通知書について
文書 3 5 2	申立却下通知書について【起案用紙のみ】
文書 3 5 3	懲戒に係る調査の委嘱について 1
文書 3 5 4	懲戒に係る調査の委嘱について 2
文書 3 5 5	懲戒に係る調査の委嘱について【起案用紙のみ】
文書 3 5 6	自衛官の規律違反被疑事案について
文書 3 5 7	申立書 1
文書 3 5 8	申立書 2
文書 3 5 9	申立書 3
文書 3 6 0	申立書 4
文書 3 6 1	申立書 5

文書 3 6 2 申立書 6  
文書 3 6 3 申立書 7  
文書 3 6 4 申立書 8  
文書 3 6 5 申立書 9  
文書 3 6 6 申立書 1 0  
文書 3 6 7 申立書 1 1  
文書 3 6 8 申立書 1 2  
文書 3 6 9 申立書 1 3  
文書 3 7 0 申立書 1 4  
文書 3 7 1 申立書 1 5  
文書 3 7 2 申立書 1 6  
文書 3 7 3 申立書 1 7  
文書 3 7 4 申立書 1 8  
文書 3 7 5 申立書 1 9  
文書 3 7 6 申立書 2 0  
文書 3 7 7 申立書 2 1  
文書 3 7 8 申立書 2 2  
文書 3 7 9 申立書 2 3  
文書 3 8 0 申立書 2 4  
文書 3 8 1 申立書 2 5  
文書 3 8 2 申立書 2 6  
文書 3 8 3 申立書 2 7  
文書 3 8 4 申立書 2 8  
文書 3 8 5 供述調書 1  
文書 3 8 6 供述調書 2  
文書 3 8 7 供述調書 3  
文書 3 8 8 供述調書 4  
文書 3 8 9 供述調書 5  
文書 3 9 0 供述調書 6  
文書 3 9 1 供述調書 7  
文書 3 9 2 供述調書 8  
文書 3 9 3 供述調書 9  
文書 3 9 4 供述調書 1 0  
文書 3 9 5 供述調書 1 1  
文書 3 9 6 供述調書 1 2  
文書 3 9 7 供述調書 1 3  
文書 3 9 8 供述調書 1 4  
文書 3 9 9 供述調書 1 5



文書 4 0 0 供述調書 1 6  
文書 4 0 1 供述調書 1 7  
文書 4 0 2 供述調書 1 8  
文書 4 0 3 供述調書 1 9  
文書 4 0 4 供述調書 2 0  
文書 4 0 5 供述調書 2 1  
文書 4 0 6 供述調書 2 2  
文書 4 0 7 供述調書 2 3  
文書 4 0 8 供述調書 2 4  
文書 4 0 9 供述調書 2 5  
文書 4 1 0 供述調書 2 6  
文書 4 1 1 供述調書 2 7  
文書 4 1 2 供述調書 2 8  
文書 4 1 3 供述調書 2 9  
文書 4 1 4 供述調書 3 0  
文書 4 1 5 供述調書 3 1  
文書 4 1 6 供述調書 3 2  
文書 4 1 7 供述調書 3 3  
文書 4 1 8 供述調書 3 4  
文書 4 1 9 供述調書 3 5  
文書 4 2 0 供述調書 3 6  
文書 4 2 1 供述調書 3 7  
文書 4 2 2 供述調書 3 8  
文書 4 2 3 供述調書 3 9  
文書 4 2 4 供述調書 4 0  
文書 4 2 5 供述調書 4 1  
文書 4 2 6 供述調書 4 2  
文書 4 2 7 供述調書 4 3  
文書 4 2 8 供述調書 4 4  
文書 4 2 9 供述調書 4 5  
文書 4 3 0 供述調書 4 6  
文書 4 3 1 供述調書 4 7  
文書 4 3 2 供述調書 4 8  
文書 4 3 3 供述調書 4 9  
文書 4 3 4 供述調書 5 0  
文書 4 3 5 供述調書 5 1  
文書 4 3 6 供述調書 5 2  
文書 4 3 7 供述調書 5 3

文書 4 3 8 供述調書 5 4  
文書 4 3 9 供述調書 5 5  
文書 4 4 0 供述調書 5 6  
文書 4 4 1 供述調書 5 7  
文書 4 4 2 供述調書 5 8  
文書 4 4 3 供述調書 5 9  
文書 4 4 4 供述調書 6 0  
文書 4 4 5 供述調書 6 1  
文書 4 4 6 供述調書 6 2  
文書 4 4 7 供述調書 6 3  
文書 4 4 8 供述調書 6 4  
文書 4 4 9 供述調書 6 5  
文書 4 5 0 供述調書 6 6  
文書 4 5 1 供述調書 6 7  
文書 4 5 2 供述調書 6 8  
文書 4 5 3 供述調書 6 9  
文書 4 5 4 供述調書 7 0  
文書 4 5 5 供述調書 7 1  
文書 4 5 6 供述調書 7 2  
文書 4 5 7 供述調書 7 3  
文書 4 5 8 供述調書 7 4  
文書 4 5 9 供述調書 7 5  
文書 4 6 0 供述調書 7 6  
文書 4 6 1 供述調書 7 7  
文書 4 6 2 供述調書 7 8  
文書 4 6 3 供述調書 7 9  
文書 4 6 4 供述調書 8 0  
文書 4 6 5 供述調書 8 1  
文書 4 6 6 供述調書 8 2  
文書 4 6 7 供述調書 8 3  
文書 4 6 8 供述調書 8 4  
文書 4 6 9 供述調書 8 5  
文書 4 7 0 供述調書 8 6  
文書 4 7 1 供述調書 8 7  
文書 4 7 2 供述調書 8 8  
文書 4 7 3 供述調書 8 9  
文書 4 7 4 供述調書 9 0  
文書 4 7 5 供述調書 9 1

文書 4 7 6 供述調書 9 2  
文書 4 7 7 供述調書 9 3  
文書 4 7 8 供述調書 9 4  
文書 4 7 9 供述調書 9 5  
文書 4 8 0 供述調書 9 6  
文書 4 8 1 供述調書 9 7  
文書 4 8 2 供述調書 9 8  
文書 4 8 3 供述調書 9 9  
文書 4 8 4 供述調書 1 0 0  
文書 4 8 5 供述調書 1 0 1  
文書 4 8 6 供述調書 1 0 2  
文書 4 8 7 供述調書 1 0 3  
文書 4 8 8 供述調書 1 0 4  
文書 4 8 9 供述調書 1 0 5  
文書 4 9 0 供述調書 1 0 6  
文書 4 9 1 供述調書 1 0 7  
文書 4 9 2 供述調書 1 0 8  
文書 4 9 3 供述調書 1 0 9  
文書 4 9 4 供述調書 1 1 0  
文書 4 9 5 供述調書 1 1 1  
文書 4 9 6 供述調書 1 1 2  
文書 4 9 7 供述調書 1 1 3  
文書 4 9 8 供述調書 1 1 4  
文書 4 9 9 供述調書 1 1 5  
文書 5 0 0 供述調書 1 1 6  
文書 5 0 1 供述調書 1 1 7  
文書 5 0 2 供述調書 1 1 8  
文書 5 0 3 供述調書 1 1 9  
文書 5 0 4 供述調書 1 2 0  
文書 5 0 5 供述調書 1 2 1  
文書 5 0 6 供述調書 1 2 2  
文書 5 0 7 供述調書 1 2 3  
文書 5 0 8 供述調書 1 2 4  
文書 5 0 9 供述調書 1 2 5  
文書 5 1 0 供述調書 1 2 6  
文書 5 1 1 供述調書 1 2 7  
文書 5 1 2 供述調書 1 2 8  
文書 5 1 3 供述調書 1 2 9

文書 5 1 4 供述調書 1 3 0  
文書 5 1 5 供述調書 1 3 1  
文書 5 1 6 供述調書 1 3 2  
文書 5 1 7 供述調書 1 3 3  
文書 5 1 8 供述調書 1 3 4  
文書 5 1 9 供述調書 1 3 5  
文書 5 2 0 供述調書 1 3 6  
文書 5 2 1 供述調書 1 3 7  
文書 5 2 2 供述調書 1 3 8  
文書 5 2 3 供述調書 1 3 9  
文書 5 2 4 供述調書 1 4 0  
文書 5 2 5 供述調書 1 4 1  
文書 5 2 6 供述調書 1 4 2  
文書 5 2 7 供述調書 1 4 3  
文書 5 2 8 供述調書 1 4 4  
文書 5 2 9 供述調書 1 4 5  
文書 5 3 0 供述調書 1 4 6  
文書 5 3 1 供述調書 1 4 7  
文書 5 3 2 供述調書 1 4 8  
文書 5 3 3 供述調書 1 4 9  
文書 5 3 4 供述調書 1 5 0  
文書 5 3 5 供述調書 1 5 1  
文書 5 3 6 供述調書 1 5 2  
文書 5 3 7 供述調書 1 5 3  
文書 5 3 8 供述調書 1 5 4  
文書 5 3 9 供述調書 1 5 5  
文書 5 4 0 供述調書 1 5 6  
文書 5 4 1 供述調書 1 5 7  
文書 5 4 2 供述調書 1 5 8  
文書 5 4 3 供述調書 1 5 9  
文書 5 4 4 供述調書 1 6 0  
文書 5 4 5 供述調書 1 6 1  
文書 5 4 6 供述調書 1 6 2  
文書 5 4 7 供述調書 1 6 3  
文書 5 4 8 供述調書 1 6 4  
文書 5 4 9 供述調書 1 6 5  
文書 5 5 0 供述調書 1 6 6  
文書 5 5 1 供述調書 1 6 7

文書 5 5 2 供述調書 1 6 8  
文書 5 5 3 供述調書 1 6 9  
文書 5 5 4 供述調書 1 7 0  
文書 5 5 5 供述調書 1 7 1  
文書 5 5 6 供述調書 1 7 2  
文書 5 5 7 供述調書 1 7 3  
文書 5 5 8 供述調書 1 7 4  
文書 5 5 9 供述調書 1 7 5  
文書 5 6 0 供述調書 1 7 6  
文書 5 6 1 供述調書 1 7 7  
文書 5 6 2 供述調書 1 7 8  
文書 5 6 3 供述調書 1 7 9  
文書 5 6 4 供述調書 1 8 0  
文書 5 6 5 供述調書 1 8 1  
文書 5 6 6 供述調書 1 8 2  
文書 5 6 7 供述調書 1 8 3  
文書 5 6 8 供述調書 1 8 4  
文書 5 6 9 供述調書 1 8 5  
文書 5 7 0 供述調書 1 8 6  
文書 5 7 1 供述調書 1 8 7  
文書 5 7 2 供述調書 1 8 8  
文書 5 7 3 供述調書 1 8 9  
文書 5 7 4 供述調書 1 9 0  
文書 5 7 5 供述調書 1 9 1  
文書 5 7 6 供述調書 1 9 2  
文書 5 7 7 供述調書 1 9 3  
文書 5 7 8 供述調書 1 9 4  
文書 5 7 9 供述調書 1 9 5  
文書 5 8 0 供述調書 1 9 6  
文書 5 8 1 供述調書 1 9 7  
文書 5 8 2 供述調書 1 9 8  
文書 5 8 3 供述調書 1 9 9  
文書 5 8 4 供述調書 2 0 0  
文書 5 8 5 供述調書 2 0 1  
文書 5 8 6 供述調書 2 0 2  
文書 5 8 7 供述調書 2 0 3  
文書 5 8 8 供述調書 2 0 4  
文書 5 8 9 供述調書 2 0 5

文書 5 9 0 供述調書 2 0 6  
文書 5 9 1 供述調書 2 0 7  
文書 5 9 2 供述調書 2 0 8  
文書 5 9 3 供述調書 2 0 9  
文書 5 9 4 供述調書 2 1 0  
文書 5 9 5 供述調書 2 1 1  
文書 5 9 6 供述調書 2 1 2  
文書 5 9 7 供述調書 2 1 3  
文書 5 9 8 供述調書 2 1 4  
文書 5 9 9 供述調書 2 1 5  
文書 6 0 0 供述調書 2 1 6  
文書 6 0 1 供述調書 2 1 7  
文書 6 0 2 供述調書 2 1 8  
文書 6 0 3 供述調書 2 1 9  
文書 6 0 4 供述調書 2 2 0  
文書 6 0 5 供述調書 2 2 1  
文書 6 0 6 供述調書 2 2 2  
文書 6 0 7 供述調書 2 2 3  
文書 6 0 8 供述調書 2 2 4  
文書 6 0 9 供述調書 2 2 5  
文書 6 1 0 供述調書 2 2 6  
文書 6 1 1 供述調書 2 2 7  
文書 6 1 2 供述調書 2 2 8  
文書 6 1 3 供述調書 2 2 9  
文書 6 1 4 供述調書 2 3 0  
文書 6 1 5 供述調書 2 3 1  
文書 6 1 6 供述調書 2 3 2  
文書 6 1 7 供述調書 2 3 3  
文書 6 1 8 供述調書 2 3 4  
文書 6 1 9 供述調書 2 3 5  
文書 6 2 0 供述調書 2 3 6  
文書 6 2 1 供述調書 2 3 7  
文書 6 2 2 供述調書 2 3 8  
文書 6 2 3 供述調書 2 3 9  
文書 6 2 4 供述調書 2 4 0  
文書 6 2 5 供述調書 2 4 1  
文書 6 2 6 供述調書 2 4 2  
文書 6 2 7 供述調書 2 4 3

文書6 2 8	供述調書2 4 4
文書6 2 9	供述調書2 4 5
文書6 3 0	供述調書2 4 6
文書6 3 1	供述調書2 4 7
文書6 3 2	供述調書2 4 8
文書6 3 3	供述調書2 4 9
文書6 3 4	供述調書2 5 0
文書6 3 5	供述調書2 5 1
文書6 3 6	供述調書2 5 2
文書6 3 7	答申書1
文書6 3 8	答申書2
文書6 3 9	答申書3
文書6 4 0	処分検討案1
文書6 4 1	処分検討案2
文書6 4 2	処分検討案3
文書6 4 3	処分検討案4
文書6 4 4	処分検討案5
文書6 4 5	処分検討案6
文書6 4 6	処分検討案7
文書6 4 7	処分検討案8
文書6 4 8	処分検討案9
文書6 4 9	処分検討案1 0
文書6 5 0	処分検討案1 1
文書6 5 1	処分検討案1 2
文書6 5 2	処分検討案1 3
文書6 5 3	処分検討案1 4
文書6 5 4	処分検討案1 5
文書6 5 5	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案 特命監察における監察班 に係る懲戒手続きについて
文書6 5 6	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書 管理について1
文書6 5 7	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書 管理について2
文書6 5 8	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書 管理について3
文書6 5 9	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書 管理について4
文書6 6 0	護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書

管理について5

文書661 護衛艦「たちかぜ」アンケート事案における不適切な行政文書  
管理について6

文書662 横監\*\*\*が保管していたアンケートの写しにかかる規律違反  
1

文書663 横監\*\*\*が保管していたアンケートの写しにかかる規律違反  
2

文書664 横監\*\*\*が保管していたアンケートの写しにかかる規律違反  
3

文書665 横監\*\*\*が保管していたアンケートの写しにかかる規律違反  
4

文書666 手紙1

文書667 手紙2

文書668 手紙3

文書669 手紙4

文書670 経歴1

文書671 経歴2

文書672 経歴3

文書673 ○月までの計画1

文書674 ○月までの計画2

文書675 ○月までの計画3

文書676 ○月までの計画4

文書677 ○月までの計画5

文書678 ○月までの計画6

文書679 ○月までの計画7

文書680 ○月までの計画8

文書681 ○月までの計画9

文書682 ○月までの計画10

文書683 ○月までの計画11

文書684 ○月までの計画12

文書685 ○月までの計画13

文書686 ○月までの計画14

文書687 ○月までの計画15

文書688 組織図1

文書689 組織図2

文書690 組織図3

文書691 組織図4

文書692 たちかぜアンケート事案特命監察にかかる懲戒手続の実施につ



- いて1
- 文書693 たちかぜアンケート事案特命監察にかかる懲戒手続の実施について2
- 文書694 護衛艦「たちかぜ」アンケート事案に係る懲戒手続について  
(報告) 1
- 文書695 護衛艦「たちかぜ」アンケート事案に係る懲戒手続について  
(報告) 2
- 文書696 たちかぜアンケート事案にかかる調査の再開及び追加聴取り調査対象となった者の懲戒手続について1
- 文書697 たちかぜアンケート事案にかかる調査の再開及び追加聴取り調査対象となった者の懲戒手続について2
- 文書698 たちかぜアンケート事案にかかる調査の再開及び追加聴取り調査対象となった者の懲戒手続について3
- 文書699 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)
- 文書700 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 1
- 文書701 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 2
- 文書702 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 3
- 文書703 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 4
- 文書704 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 5
- 文書705 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5 6
- 文書706 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第6・第7
- 文書707 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第8
- 文書708 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒手続の実施について(中間報告)別紙第2付紙第1～第5及び第8
- 文書709 平成24年度特命監察(護衛艦「たちかぜ」アンケート事案)に関する追加調査について1
- 文書710 平成24年度特命監察(護衛艦「たちかぜ」アンケート事案)に関する追加調査について2
- 文書711 平成24年度特命監察(護衛艦「たちかぜ」アンケート事案)

### に関する追加調査について 3

- 文書 7 1 2 横監\*\*\*文書管理担当者等名簿
- 文書 7 1 3 「たちかぜ」アンケート事案事実関係 1
- 文書 7 1 4 「たちかぜ」アンケート事案事実関係 2
- 文書 7 1 5 たちかぜアンケート事案処分量定（案）一覧 1
- 文書 7 1 6 たちかぜアンケート事案処分量定（案）一覧 2
- 文書 7 1 7 たちかぜアンケート事案処分量定（案）一覧 3
- 文書 7 1 8 隊員に対する訓戒について
- 文書 7 1 9 訓戒書
- 文書 7 2 0 隊員に対する訓戒について【起案用紙のみ】
- 文書 7 2 1 \*\*\*の問い合わせ関連 Q & A 1
- 文書 7 2 2 \*\*\*の問い合わせ関連 Q & A 2
- 文書 7 2 3 \*\*\*海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 1
- 文書 7 2 4 \*\*\*海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 2
- 文書 7 2 5 \*\*\*海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 3
- 文書 7 2 6 \*\*\*海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 4
- 文書 7 2 7 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒処分について（案）
- 文書 7 2 8 たちかぜアンケート事案にかかる懲戒処分等（案）
- 文書 7 2 9 海幕\*\*\*での「アンケート（写）を含むファイル」の流れ
- 文書 7 3 0 経過概要 1
- 文書 7 3 1 経過概要 2
- 文書 7 3 2 処分申渡しの実施について 1
- 文書 7 3 3 処分申渡しの実施について 2
- 文書 7 3 4 文書リスト 1
- 文書 7 3 5 文書リスト 2
- 文書 7 3 6 「たちかぜ」海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 1
- 文書 7 3 7 「たちかぜ」海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 2
- 文書 7 3 8 「たちかぜ」海自 3 佐懲戒処分関連 Q & A 3
- 文書 7 3 9 「たちかぜ」アンケート事案にかかる調査結果について 1
- 文書 7 4 0 「たちかぜ」アンケート事案にかかる調査結果について 2
- 文書 7 4 1 たちかぜアンケート事案における公判，処分・公表時期に関する検討（案）
- 文書 7 4 2 たちかぜアンケート事案等における追加調査報告，懲戒手続，処分・公表時期等（案）
- 文書 7 4 3 質疑応答
- 文書 7 4 4 たちかぜアンケート事案にかかる調査結果の与える影響等について
- 文書 7 4 5 「たちかぜ」アンケート事案の概要

- 文書 7 4 6 たちかぜアンケート事案審理の目的等（その 1）（その 2）
- 文書 7 4 7 住所・宛名
- 文書 7 4 8 2 次担当再割り当て
- 文書 7 4 9 「被疑事実通知発送に伴う優先順位」及び「被疑事実通知書確認，検討事項」
- 文書 7 5 0 たちかぜアンケート事案被疑事実通知数（2 5 . 1 2 . 1 0 現在）
- 文書 7 5 1 手紙 5
- 文書 7 5 2 Q & A
- 文書 7 5 3 懲戒手続の概要
- 文書 7 5 4 ダンボールでの中継文書
- 文書 7 5 5 受領書・審理辞退届記入要領
- 文書 7 5 6 受領書・審理辞退届フォーマット
- 文書 7 5 7 申立書フォーマット
- 文書 7 5 8 懲戒処分宣告書フォーマット

### 3（先例答申 A の関連部分の抜粋）

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

上記第 3 の 2 のとおり，本件開示請求及び本件審査請求を受けて，海上幕僚監部の関係部局を探索したが，本件対象文書の存在は確認できなかった。そのため，本件開示請求と一部同旨の開示請求に対し，対象文書を保有していないとして不開示とする処分庁の決定を妥当とした先例答申も踏まえ，本件対象文書を不存在のため不開示とした。

（2）本件諮問に伴い，当審査会において改めて審議したところ，本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記（1）の諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず，また，先例答申（平成 3 0 年度（行情）答申第 2 5 2 号。以下「先例答申」という。）における対象文書の保有の有無に係る判断を変更すべき事情の変化は認められないことから，これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙 2 のとおりであり，その内容は，先例答申と同旨である。

#### 別紙 2（先例答申の関連部分の抜粋）

（2）本件対象文書 2 の保有の有無について

- ア 本件対象文書2の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
- (ア) 防衛省・自衛隊では、自衛隊法施行規則（以下「施行規則」という。）85条（懲戒手続の特例）の規定に基づき審理を省略する場合に、次官通達（当審査会注 平成20年1月18日付事務次官通達（防人服第809号）を指す。以下同じ。）において、被疑隊員に被疑事実通知書を送達する際に、審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面を添付することとされている。
- (イ) 本件開示請求にいう「②の人々」とは、異議申立人のいう「特定事件」に関連し、規則違反の疑いがあるものとして調査の対象となった者と解されるどころ、当該対象者（被疑事実通知書の通知を受けた者）のうち、防衛省本省がある市ヶ谷地区又はその近傍にいる対象者には対面での説明を行った後に審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面を手交し、それ以外の対象者については、当該書面を送付している。
- (ウ) したがって、本件開示請求にいう「②の人々のうち、それが送られなかった」者とは、当該対象者のうち、当該書面の手交や送付を受けなかった者と解されるが、そのような者はおらず、「②の人々のうち、それが送られなかったのが誰か分かる文書」に該当する文書は作成も取得もしていない。
- (エ) 一方、審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面については、上記（イ）のとおり、被疑事実通知書の通知を受けた者に手交又は送付しているものの、本件開示請求を受け、海上幕僚監部の関係部署において執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。
- (オ) 当該書面について、異議申立人は意見書において、「理由説明書には『作成』していないとある」旨主張する。しかしながら、理由説明書の記載は「その作成及び取得を確認することができなかった」である。当該記載の趣旨は、本件開示請求に該当する文書について探索したところ、その保有を確認できなかったことから、これに加えて、当時、職務上関係したと思われる職員に聞き取りを行ったが、それでも当該文書の発見に至らなかったことを説明しているものであり、当該書面を作成していないという趣旨ではない。
- (カ) 本件異議申立てを受け、再度上記（エ）と同様の探索を行うとともに、対象者に手交又は送付した審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面の保存期間や当該書面をつづったと考えられる行政文書ファイルの行政文書ファイル管理簿への登録の有無等、探索の手掛かりとなり得る当該書面の取扱いについても上記（オ）と同様に聞

き取りを行ったものの判然とせず、当該書面の保有を確認することはできなかった。

(キ) なお、異議申立人が対象文書として特定すべきと主張する特定文書1ないし特定文書4は、いずれも被疑事実通知書の通知を受けた者に手交又は送付した審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面とは異なるため、本件請求文書3（本件対象文書2）には該当しない。

イ 諮問庁から施行規則及び次官通達の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記ア（ア）のとおりであると認められる。しかしながら、審理の意義や懲戒手続の内容を記載した書面を作成の上、特定事件に関連して被疑事実通知書の通知を受けた者に手交又は送付したものの、本件開示請求時点において当該書面の所在が不明であり、当該書面の保存期間や行政文書ファイル管理簿への登録状況も判然とせず、もはやその保有さえ確認できない旨の上記ア（イ）ないし（キ）の諮問庁の説明については、にわかに首肯し難い。

特に、当該書面の本来の保存期間が、諮問庁の関係部署の標準文書保存期間基準において最も短い分類である1年であったとしても、本件開示請求時点では保存期間を満了していないことに鑑みても、実際には当初から当該書面を作成又は取得していなかったとの疑いを抱かざるを得ないものの、いずれにしても当該書面を保有していないとする説明については、これを覆すに足りる事情も見いだせないことから、防衛省において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

本件請求文書1 ①平成19年の文書管理状況点検において、不適切な文書管理をしたとされた233名の海上自衛隊の文書管理者及びその部下らに対して発せられた被疑事実通知書

本件請求文書2 ②特定年月A頃、海幕サービスは特定事件の関係者約200名に対し被疑事実通知書を送付したが、関係者のうち被疑事実通知書が送られなかった者が誰か、及びその理由が分かる文書

本件請求文書3 ③②の人々に送られた、審理の意義・内容について説明する文書（平成20年の事務次官通達参照。）及び、②の人々のうち、それが送られなかったのが誰か分かる文書

本件請求文書4 ④海幕サービスが、①の人々より特定事件公益通報者の方が文書管理が悪質だと判断した根拠が分かる文書

本件請求文書5 ⑤②のうち、審理辞退届フォーマット及び記入要領を送

付したのが誰か分かる文書。及び、それらの人々について自衛隊法施行規則 85 条 2 項の要件が満たされると判断した根拠が分かる文書（「軽処分を超える」「事実が明白」「争う余地がない」）

本件対象文書 1 ①平成 19 年の文書管理状況点検において、不適切な文書管理をしたとされた 233 名の海上自衛隊の文書管理者及びその部下らに対して発せられた被疑事実通知書

本件対象文書 2 ③②の人々に送られた、審理の意義・内容について説明する文書（平成 20 年の事務次官通達参照。）及び②の人々のうち、それが送られなかったのが誰か分かる文書

本件対象文書 3 ④海幕サービスが、①の人々より特定事件公益通報者の方が文書管理が悪質だと判断した根拠が分かる文書

本件対象文書 4 ⑤②のうち、審理辞退届フォーマット及び記入要領を送付したのが誰か分かる文書及びそれらの人々について自衛隊法施行規則 85 条 2 項の要件が満たされると判断した根拠が分かる文書（「軽処分を超える」「事実が明白」「争う余地がない」）

#### 4（先例答申 B の関連部分の抜粋）

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 公益通報者保護法において、公益通報者とは、公益通報をした者を指すこと（同法 2 条 2 項）を踏まえ、本件対象文書については、本件の開示請求文言から、たちかぜに関する不特定の公益通報者を厳罰に処するよう求める旨の、海上幕僚監部法務室等で作成された文書を求めているものと解した。

イ 公益通報者保護法においては、公益通報者に対して、公益通報をしたことを理由として免職その他不利益な取扱いをすることが禁止されている（同法 9 条）。

ウ そうすると、不特定のたちかぜ公益通報者について、公益通報をしたことを理由として厳罰に処するよう求めることは、違法な要求になり、仮にかかる違法な要求が行われていたとしても、通常、明確な違法行為を促す内容の行政文書が作成・保存されることはない。本件では、そもそも海上幕僚監部において公益通報者の「厳罰」を求めるよ

うな議論や検討が行われていた記録は確認できず、また、本件対象文書を作成していた事実も確認できなかった。

エ 念のため、本件審査請求を受け、改めて関係部署において、机、書庫、パソコン内のファイル等を探索したものの、本件対象文書に該当する文書の保有を確認することができなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

- (2) 公益通報者に対して公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることは違法行為であって、そのような行政文書を通常作成することはないものと認められる。また、海上幕僚監部において公益通報者の「厳罰」を求めるような議論や検討が行われていた記録は確認できず、本件対象文書を作成していた事実は確認できなかったなどとする上記(1)ウの諮問庁の説明は特段不自然・不合理とはいえない。加えて、審査請求人において、本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もない上、他に本件対象文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。また、上記(1)エの探索の範囲も不十分とはいえないことからすると、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。